第２章

本市の概況

２－１　本市の特性

２－２　春江駅周辺地区の状況

２－３　上位・関連計画の方向性

第２章　本市の概況

２－１　本市の特性

２－１－１　位置及び地勢

坂井市は、福井県の北部に位置し、南北約 17km、東西約 32km におよぶ東西に長い行政区域で、総面積は約 210 ㎢です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接しています。

本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道 364 号、西部に一般国道 305 号、中部に一般国道８号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。

鉄道網も本市の中央を南北に走り、ハピラインふくい線が２駅、えちぜん鉄道三国芦原線が９駅設置されています。

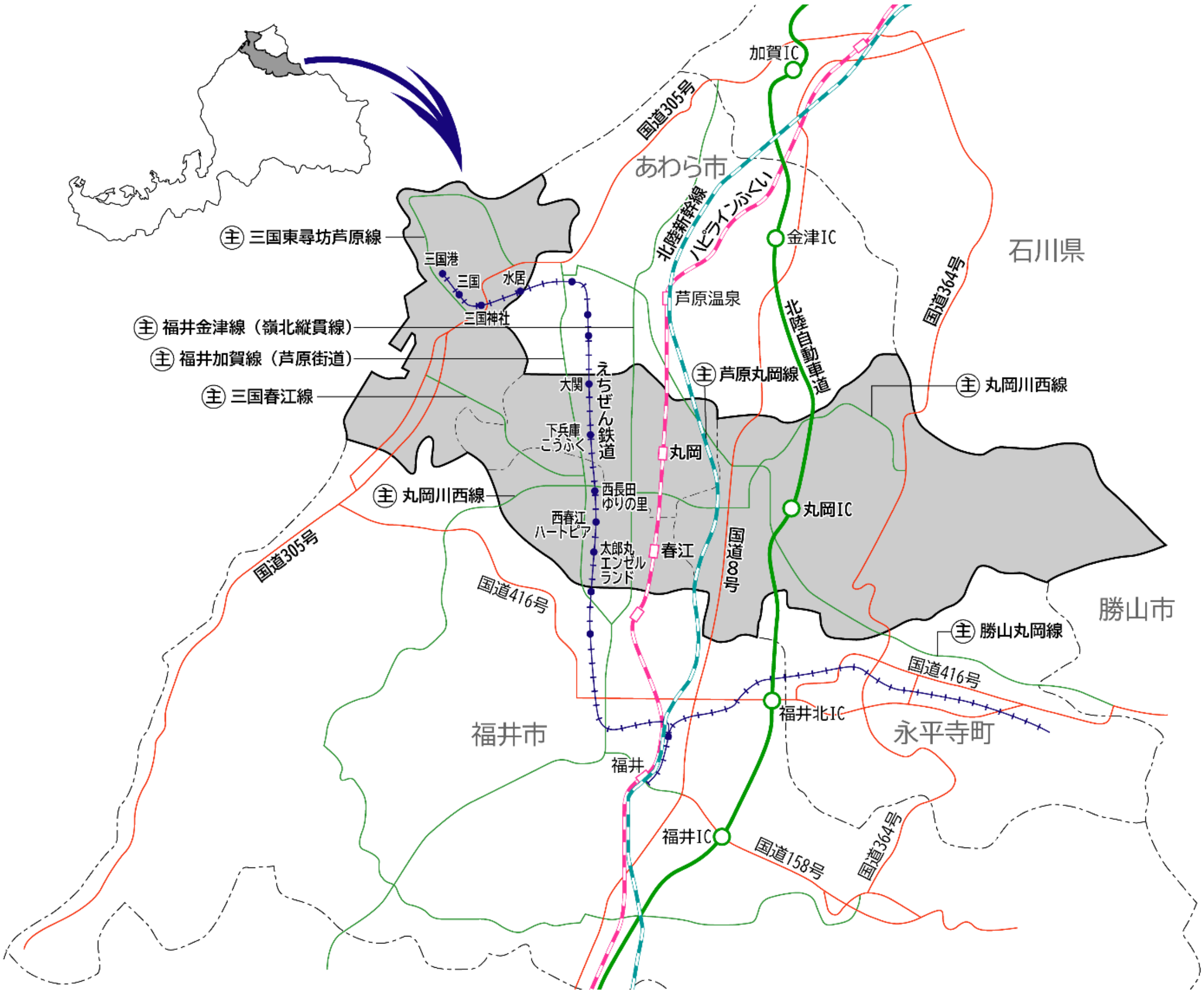

図２－１－１　坂井市の位置

２－１－２　人口・世帯数

（１）人口・世帯数

・令和２年時点の本市の人口は 88,481 人、世帯数は 31,067 世帯となっており、減少傾向が続いています。
・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の将来人口は、減少傾向が続くと予測されています。

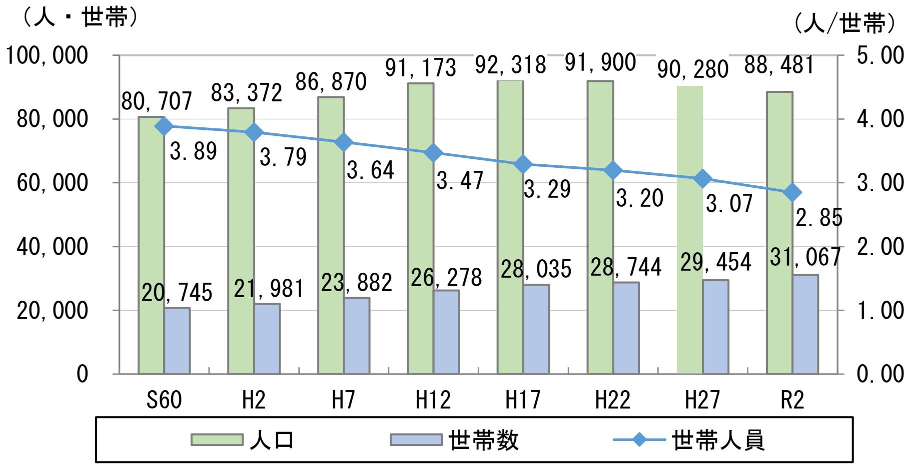

図２－１－２　人口・世帯・世帯人員の推移（出典：令和２年度国勢調査）

図２－１－３　人口予測（Ｒ７以降は推計値）

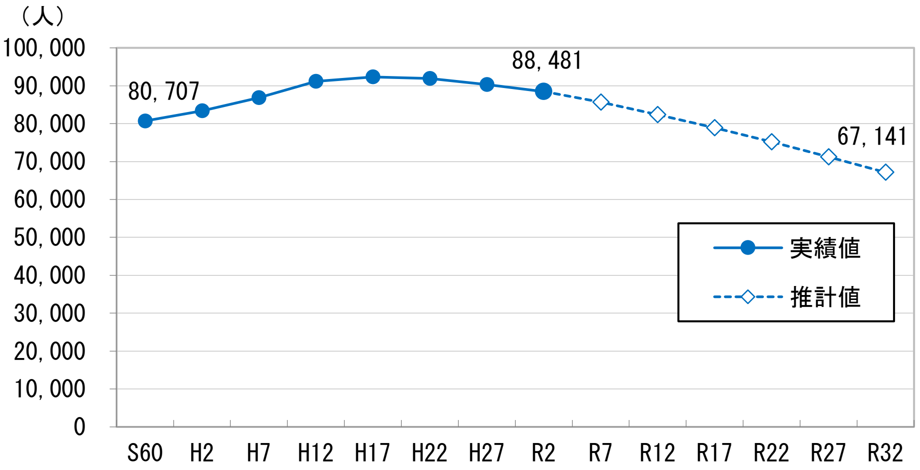

出典：令和２年までは国勢調査、令和７年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計)』

（２）年齢構成

・本市の高齢化率は 29.0%（令和２年時点）で、全国平均（28.0%）よりも高い水準となっており、経年的に増加傾向となっています。

・国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢化率は今後も増加し、約 25 年後（令和 32 年）には人口の約半数が高齢者という高齢社会になると予測されています。

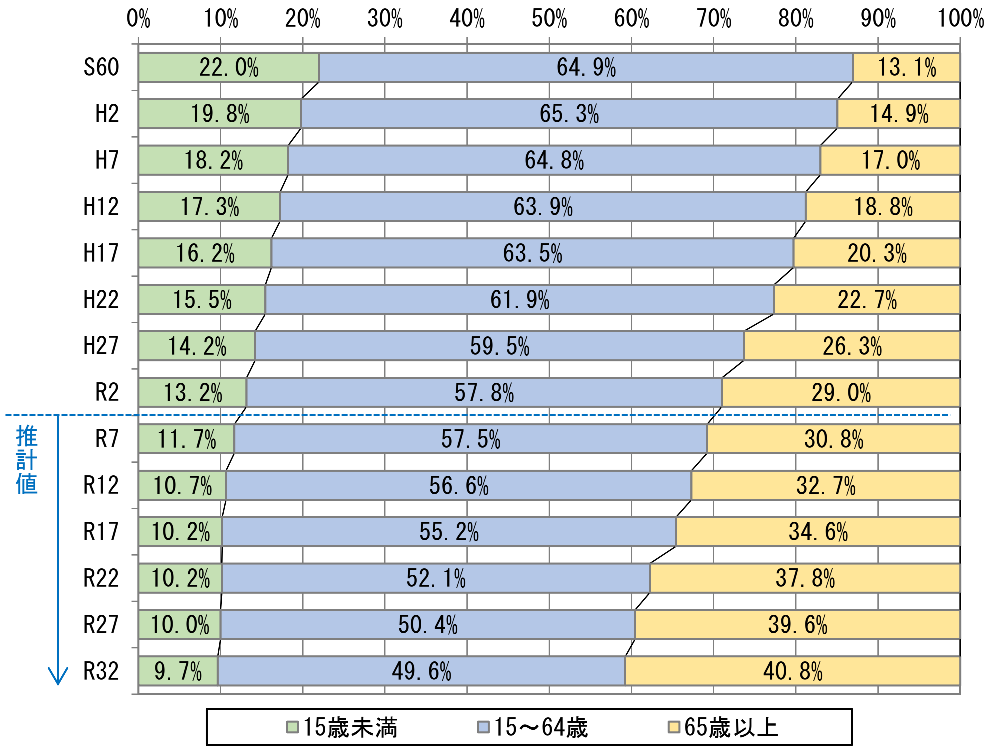

（割合は年齢不詳者を除いて算出）

図２－１－４　年齢階層別人口（Ｒ７以降は推計値）

（出典：令和２年までは国勢調査、令和７年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値『日本の地域別将来推計人口（令和５（2023）年推計）』）

（３）障がい者数

・本市の障がい者数は、近年では3,400 人前後で推移しています。
・内訳をみると、「肢体不自由障害」が約５割、「内部障害」が約３割を占めています。

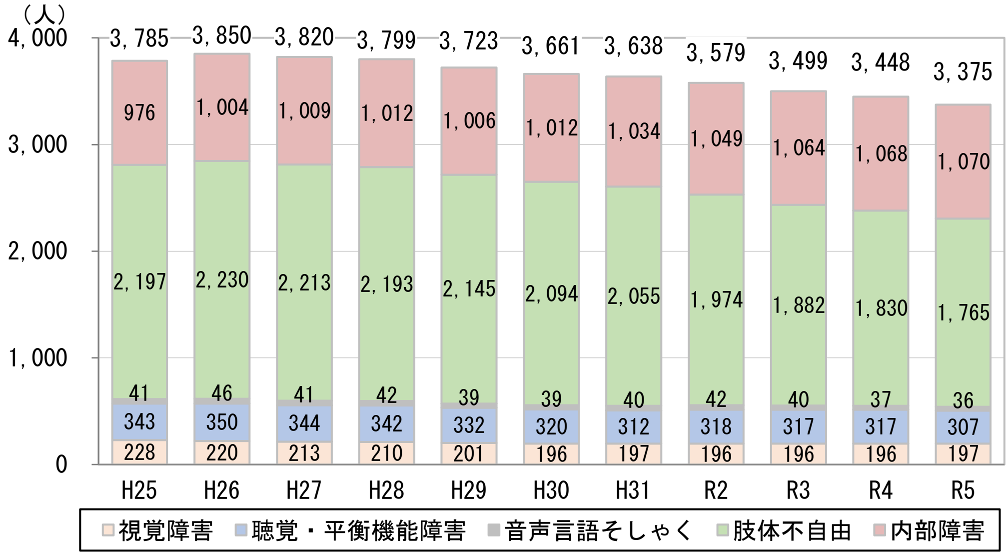

図２－１－５　身体障害者手帳交付状況（出典：坂井市統計書　各年３月 31 日現在）

２－１－３　交通の状況

（１）歩道の設置状況

・歩道設置率は 17.3%（137,160.3m）となっています。

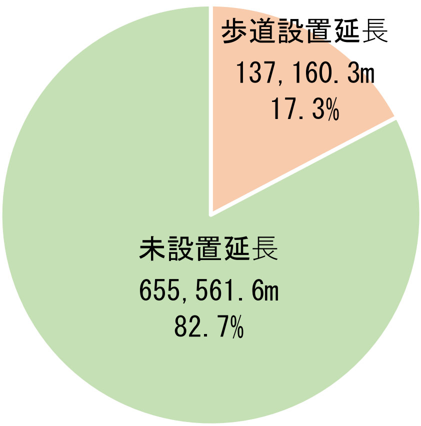

図１－１－６　歩道の設置状況

（出典：本市調べ、令和７年３月 31 日時点）

※）歩道設置率＝歩道設置延長＊／道路実延長（%）　（＊道路中心線上の延長）

（２）鉄道

・一日当たりの平均的な利用者数は、令和４年時点で春江駅が 2,020 人、丸岡駅が 2,000 人となっています。両駅ともコロナ禍で利用者数が減りましたが、近年利用者数は増加傾向にあります。

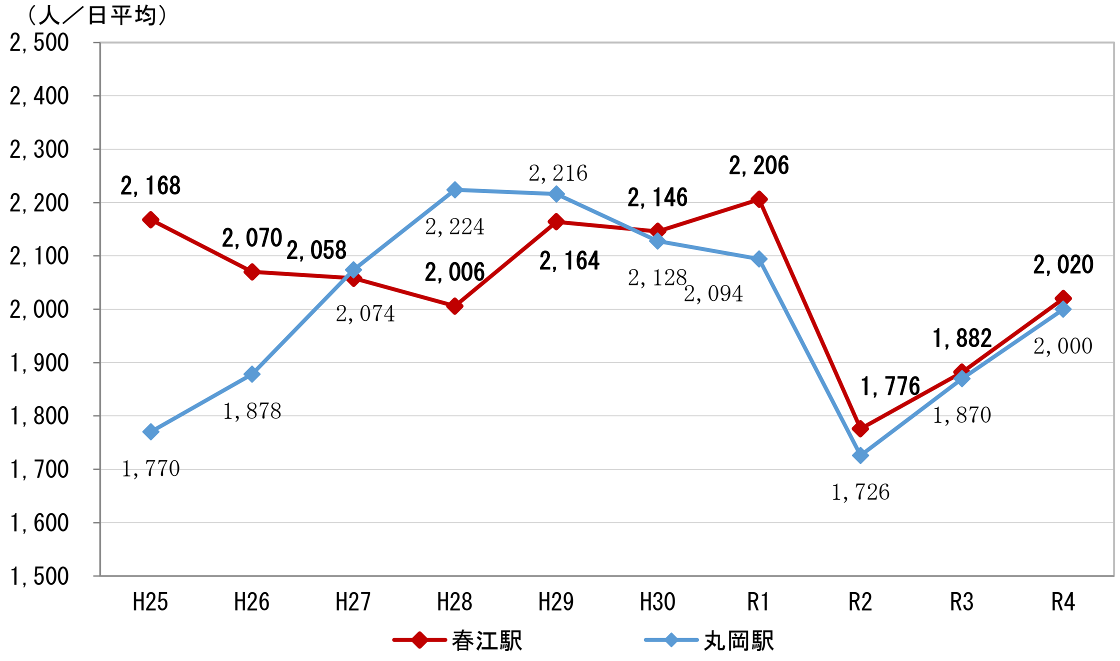

図２－１－７　一日当たりの平均的な利用者数の推移（出典：坂井市統計書）

※）「一日当たりの平均的な利用者数」は、「一日平均旅客乗車人員」を２倍にして算出。

（３）コミュニティバス・イータク（オンデマンド型交通）の利用状況

・令和 5 年 10 月のコミュニティバス改編に伴い、「基幹ルート」「接続ルート」が廃止され、「木部ルート」が新設されました。

・コミュニティバスの利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年度以降減少しました。また、コミュニティバスの改編により、市内の主たる公共交通の転換を図ったため、改編後、更に大きく減少していますが、イータクの利用者は増加しています。

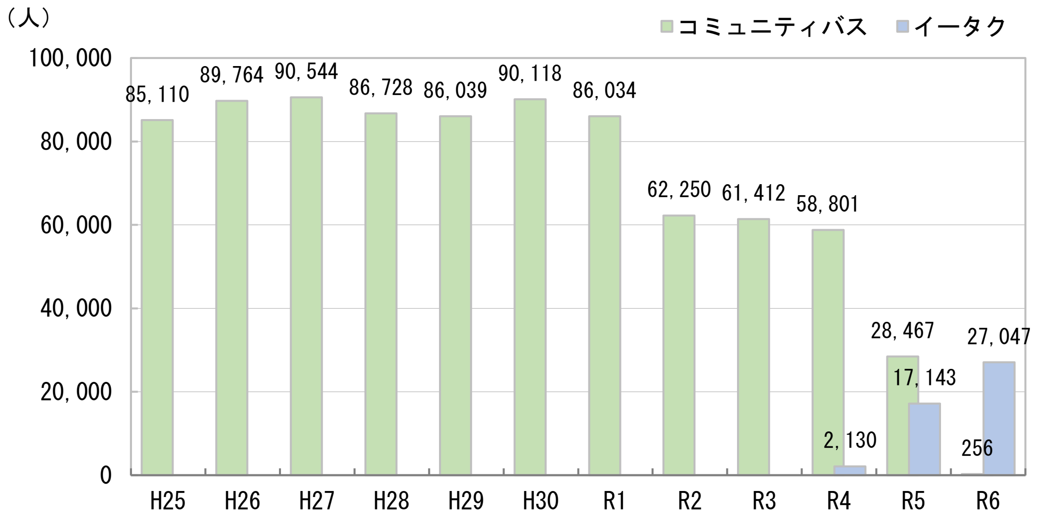

図２－１－８　コミュニティバス・イータクの年間利用者数（出典：公共交通対策課）

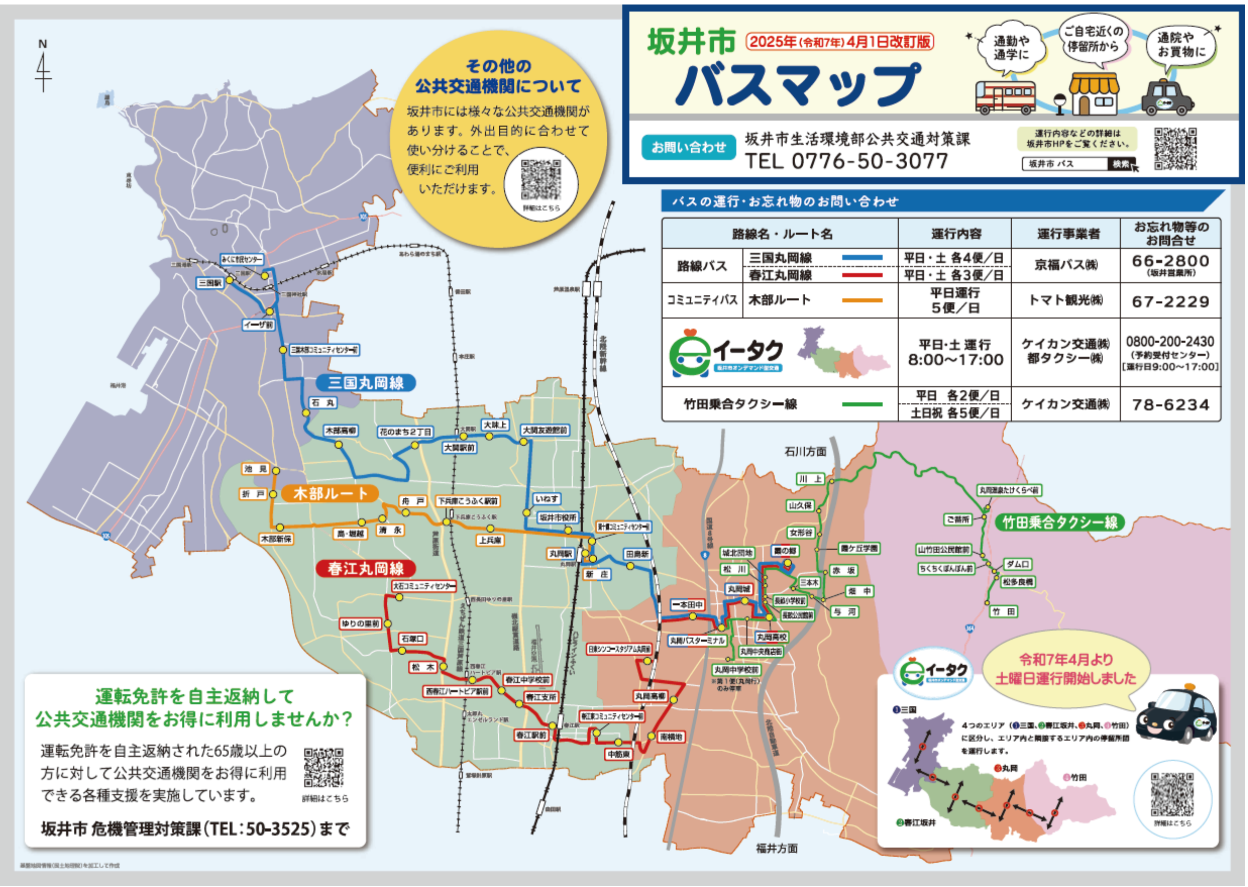

図２－１－９　コミュニティバスマップ（出典：市ホームページ）

２－２　春江駅周辺地区の状況

春江地区の状況を整理します。

（１）春江地区の人口・年齢階層別人口の推移

・春江地区の人口は、一貫した増加傾向が続いており、令和２年には 25,152 人となっています。

・65 歳以上の人口は昭和 55 年から令和２年までの 40 年間で約 3.2 倍に増加しており、高齢化率は平成 22 年からは 20%を超えています。

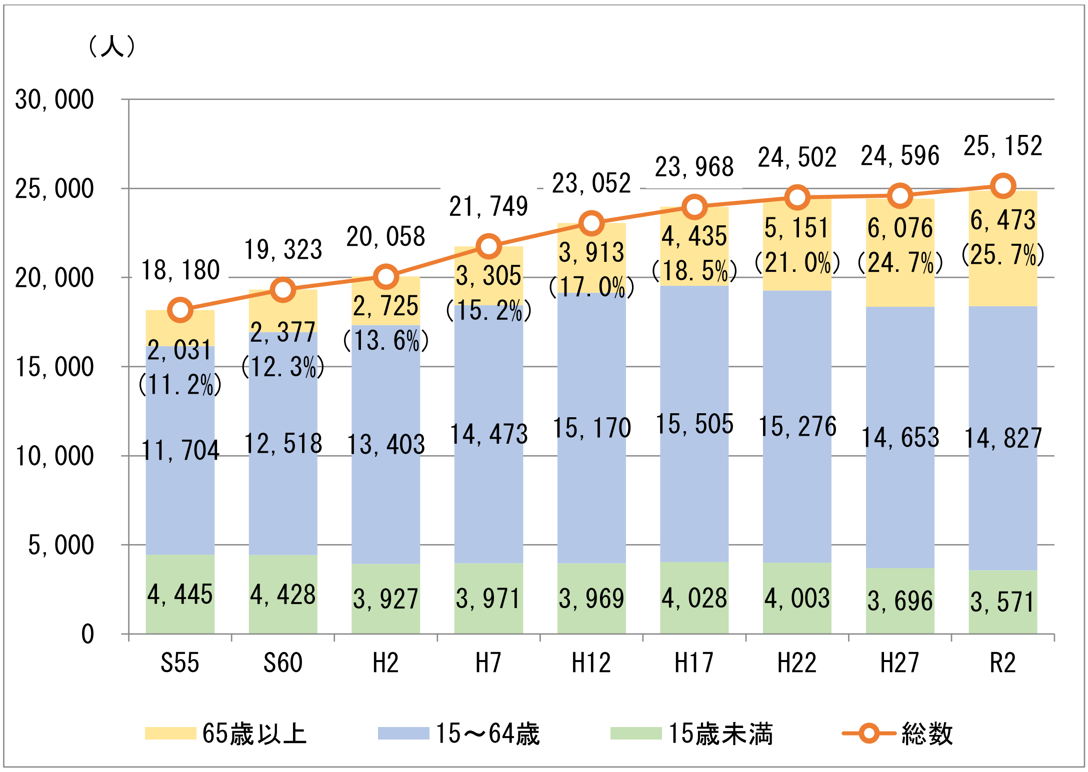

図２－２－１　春江町の人口・年齢階層別人口の推移（出典：国勢調査）

２－３　上位・関連計画の方向性

２－３－１　第二次坂井市総合計画後期基本計画　　　　　（令和７年３月　改訂）

将　来　像

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち

～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して ～

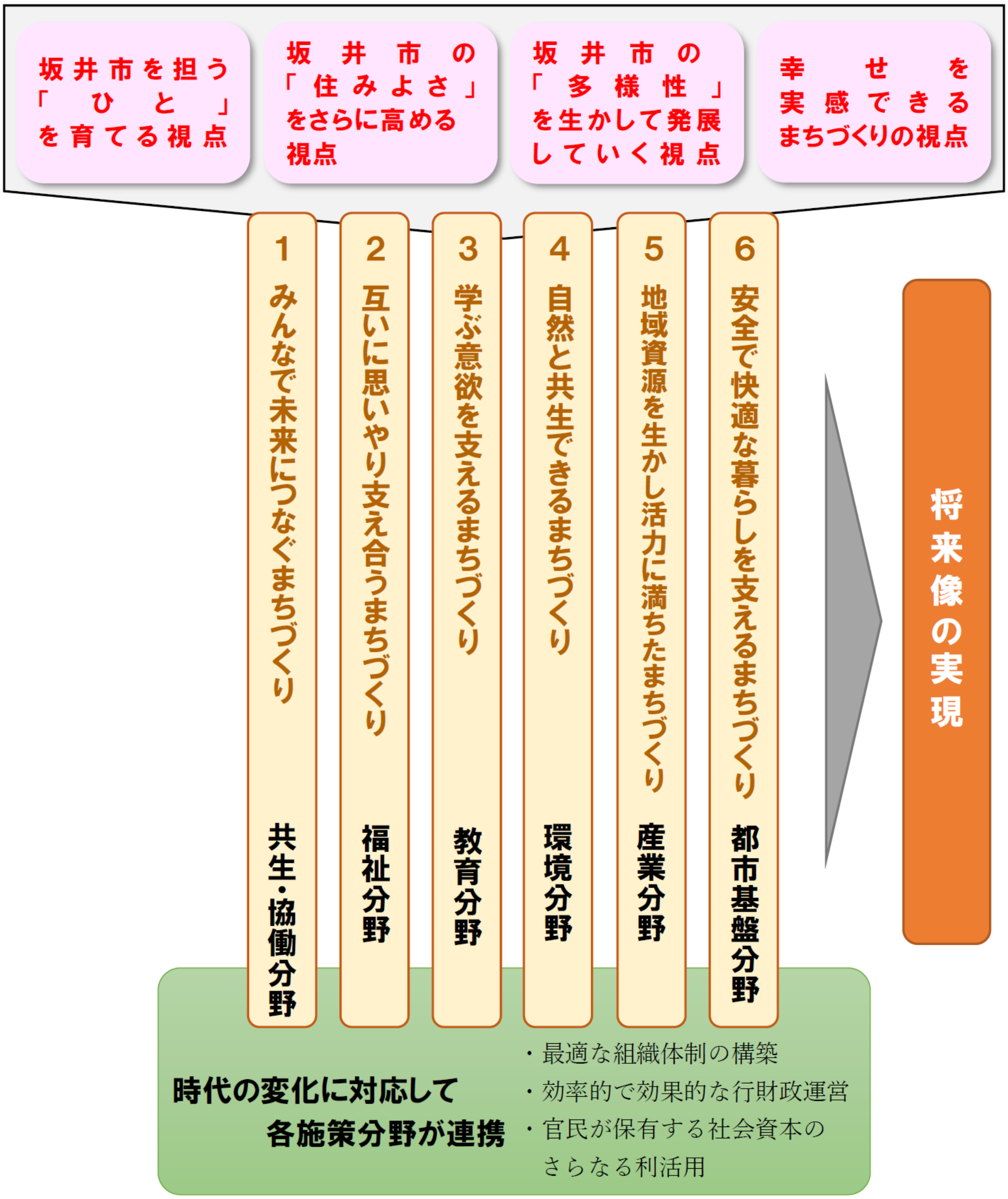

２－３－２　坂井市都市計画マスタープラン　　　　　　（令和２年４月　改訂）

■都市づくりの理念

輝く未来へ…みんなで創る希望のまち

～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して ～

■都市計画マスタープランの将来都市像

希望につながる多核ネットワーク都市

■都市づくりの目標

（１）持続的に発展する多核ネットワーク型の都市づくり
（２）安全で安心して快適に暮らせる都市づくり
（３）地域の個性・魅力を高め、次代に継承する都市づくり
（４）既存ストックを活かした計画的・効率的な都市づくり
（５）身近な地域への誇りと愛着を育む都市づくり

■将来都市構造

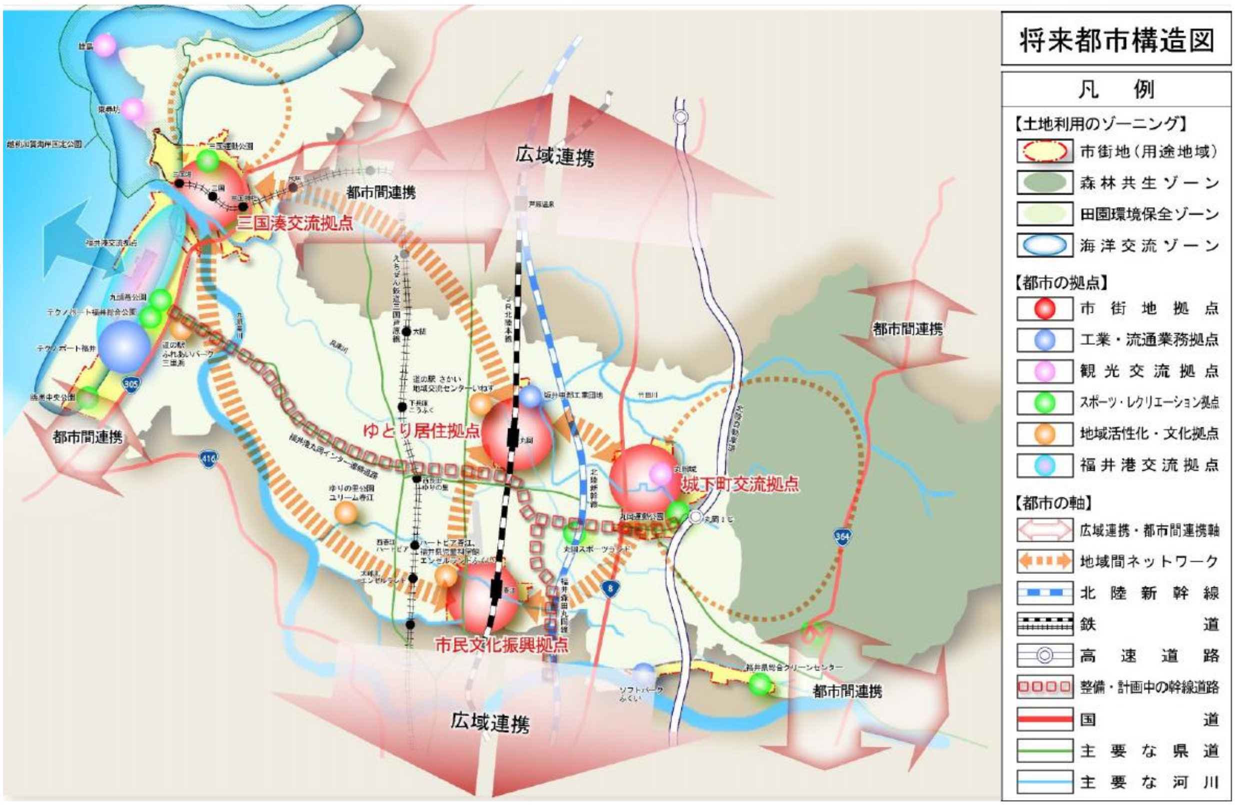

■都市づくりの方針（バリアフリー関連の主な方針）

交通ネットワークの方針
（２）道路ネットワーク整備の方針
　４）地域の実情に応じた効果的な道路整備
　●歩行者、自転車交通に配慮した道路空間の創出
・また、近年自転車利用者の増加に伴い自転車と歩行者の事故が急増しています。市街地中心部など歩行者、自転車交通が多い地区においては、専用の通行空間の確保が求められています。
・このため、既定の道路幅員を基本として、道路機能に応じた幅員構成の再配分を行うとともに、段差の解消等のバリアフリー化により歩行者、自転車交通が安全で安心して通行できる道路空間を創出します。

（３）車に過度に依存しない多様な交通体系整備の方針

１）市民や来訪者の移動を支える公共交通ネットワークの確保

●公共交通機関を円滑に利用することができる環境整備

・各市街地拠点内における公共交通結節点として、えちぜん鉄道三国駅、丸岡バスターミナル、春江駅、丸岡駅を位置づけ、町の玄関口としての環境整備、公共交通の利便性向上を図ります。

・利用者の多い丸岡駅や春江駅、コミュニティバスが乗り入れる駅の安全性・利便性を確保するため、クルマと人の分離による駅前広場（バス・タクシー停車スペース、一般車両の一時停車スペース）の整備を検討します。

・その他の駅においても、利用状況に応じた駐車場や駐輪場の整備に努め、自動車および自転車利用者が鉄道を利用できる環境の充実を図ります。

・また、誰もが快適に駅を利用できるように、駅舎や駅周辺の道路などのバリアフリー化（段差などの解消）を推進します。

・えちぜん鉄道を利用する観光客等の利便性向上を図るため、レンタサイクルのサービスの拡充を図ります。

２）安心して快適に歩ける歩行者重視の道づくり

・車に過度に依存しない都市環境を形成するためには、公共交通網の充実とともに、日常的な生活圏などを中心として、安全で快適に歩ける道づくりが重要です。

・このため、歩道の整備、花や緑によるうるおいの創出などを図り、誰もが安全で快適に利用することのできる歩行空間のネットワークづくりを進めます。

・特に、鉄道駅や多くの市民が利用する施設が集積する地区は、幅員にゆとりのある歩道の整備、周辺環境と調和した舗装のグレードアップや、一方通行などの車両の通行規制、沿道建築物の壁面後退による連続的な歩行空間の確保、隅切りの確保による交差点の見通しの改善など、地域住民の意向を尊重しながら、安心して楽しく散策できるような市街地づくりを重点的に進めます。

・また、通学路などの生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、関係機関と連携し、ゾーン30の設置拡大を検討します。

・更に、駅や福祉施設周辺および人口密度の高い市街地を中心にバリアフリー化を図り、安全で快適な道づくりを進めます。

■春江町のまちづくり構想

（１）まちづくりの構想

教育文化施設や県都に隣接する立地特性を活かした
暮らしやすいまちづくり

（２）交通ネットワーク整備方針

２）車に依存しない多様な交通体系整備の方針

〇便利でより多くの人が利用できる公共交通網の形成

・各鉄道駅では、コミュニティバスとの快適な乗り継ぎ環境を整備し、交通結節機能を強化します。また、春江駅については、北陸本線の第３セクター化を見据え、地域に密着した交通機関としての利便性向上と利用促進を図ります。

・春江支所や春江駅など多くの人が利用する公共公益施設を巡回し、バスサービスの空白地帯の解消を図るコミュニティバスの運行を継続します。

・コミュニティバスは、利用状況の把握および検証を踏まえながら、デマンド化への移行を含め、効果的かつ効率的な運行を検討します。

○歩行者が安全で快適に通行できる環境の整備

・春江支所、文化の森、春江中学校、春江図書館等の公共公益施設が集積する地区と春江駅を含む一帯については、周辺居住者や春江駅利用者が、これらの都市機能に歩いて行くことができる交通環境の整備を進めます。

○自転車の利用環境の充実

・既存道路の安全な自転車空間の確保により、全市的な自転車ネットワークの形成を進めます。
・えちぜん鉄道三国芦原線の太郎丸エンゼルランド、西長田ゆりの里駅で実施しているサイクルトレインについては、事業者との連携・調整を図り、サービスの継続、利用者のニーズに応じたサービスの拡大について検討します。

春江市街地の土地利用方針図

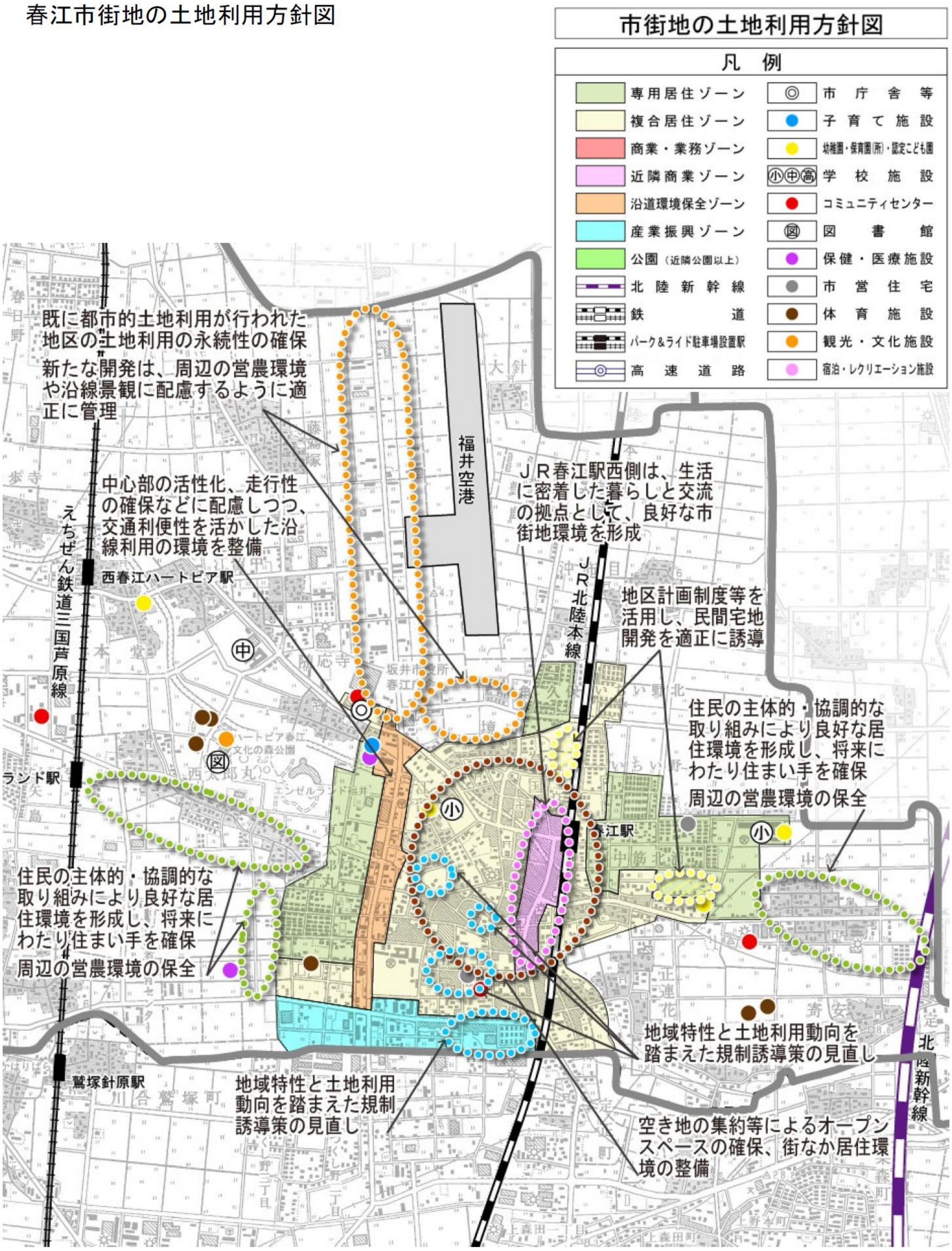

２－３－３　坂井市立地適正化計画　（令和４年３月策定）

■まちづくりの方針（ターゲット）

> **希望につながる多核ネットワーク都市**
>
> ～４つの核とネットワークによる 安全で持続可能なまちづくり～

■誘導区域の設定

＜居住誘導区域の設定方針＞

・各地域においてこれまでに中心的な役割を果たしてきた、コンパクトなまちづくりの核となる区域を基本に、将来においても一定の人口集積が見込まれるエリア、公共交通利便性を確保すべきエリアを中心に、生活サービス施設の利便性などを踏まえて総合的な視点から設定

・日常生活サービス機能の持続的な確保が可能となる人口密度が確保される範囲で設定・土砂災害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少なく、土地利用の実態からも居住に適した区域について設定

・新たなインフラ整備や公共投資の必要性の低い既存の市街地を中心に設定

・大規模公園や緑地・山林など、今後とも現在の環境を保全すべき区域は対象外

＜都市機能誘導区域の設定＞

・居住誘導区域内に設定

・生活サービス施設の立地状況、用途地域の指定状況、鉄道駅のサービス圏等を踏まえて設定

・既存の都市機能の分布状況や今後の更新見通しを勘案して設定

・用途地域界または明確な地形地物を境界とし、地域としての一体性を有している地域

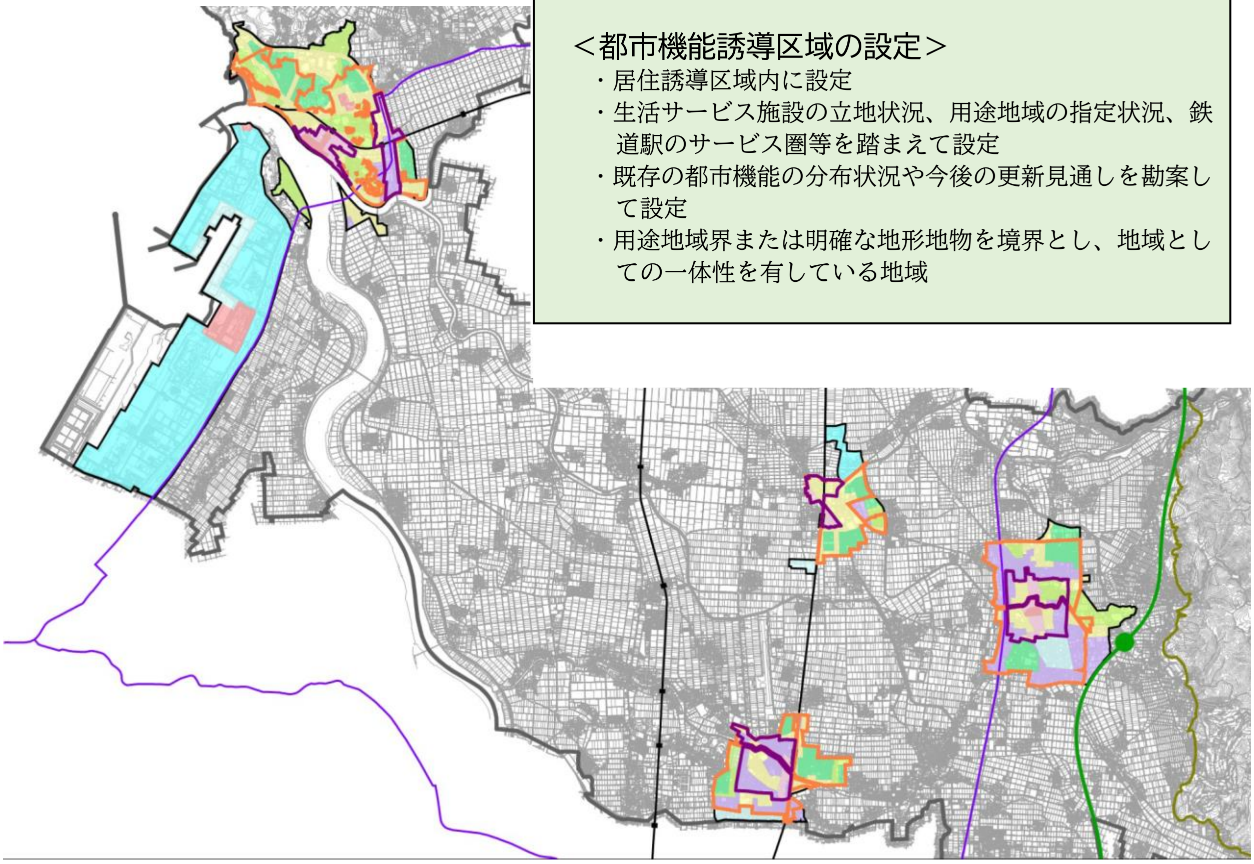

■春江市街地の都市機能誘導区域

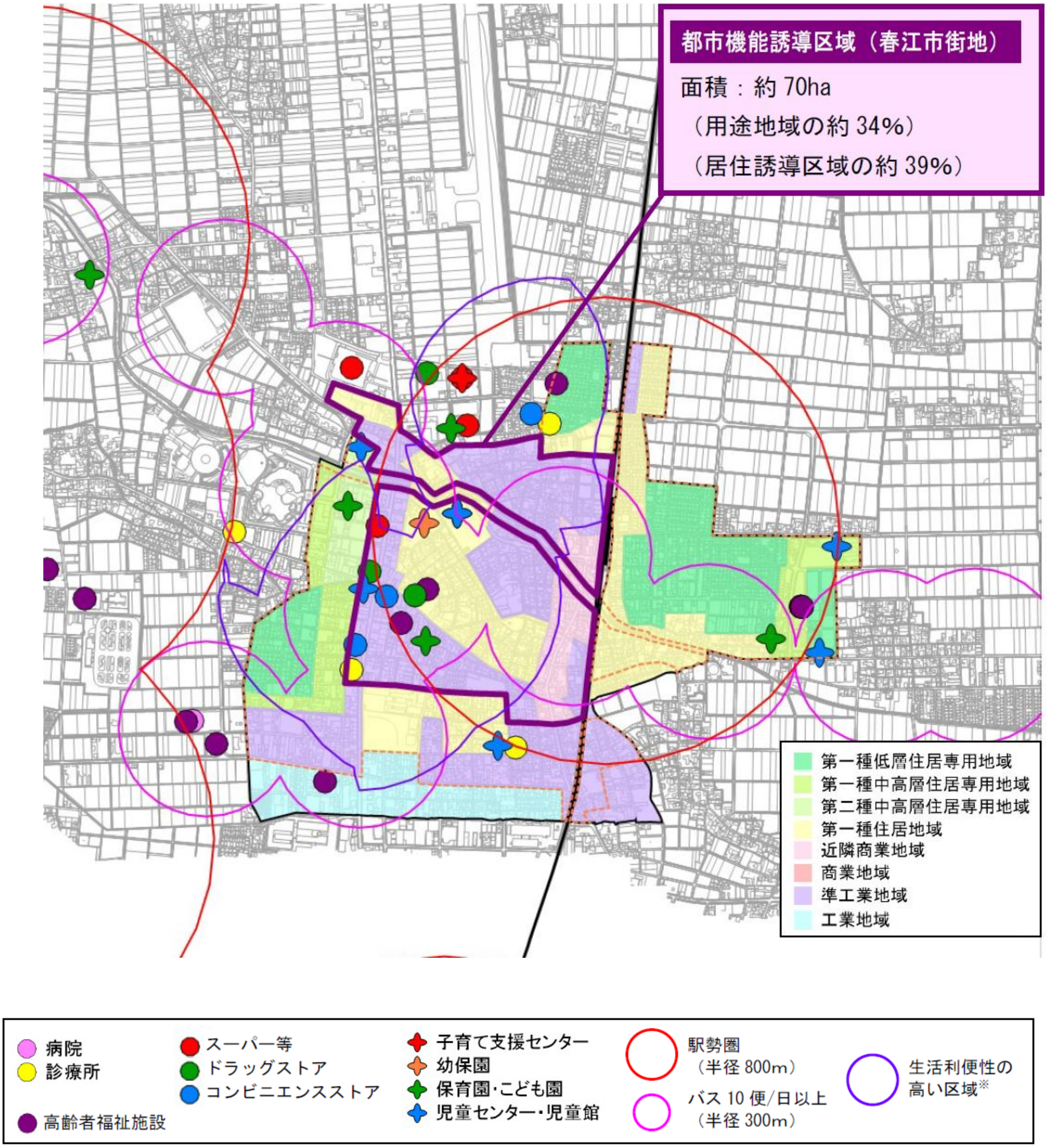

※医療・高齢者福祉・商業・子育て支援の各機能が全て徒歩圏（500m圏）にある区域

２－３－４　春江駅周辺地区都市再生整備計画　（令和７年３月）

■目標

大目標：魅力と活力が共生し多様な交流が生まれるまち
　目標１：安心・安全な交通結節点の創出
　目標２：利便性の高い滞留空間の創出

■課題

課題１：春江駅が人・自転車・自動車による安全安心な利用に向け、駅前ロータリーの整備や歩行空間等の確保し、安全性の高い交通結節拠点とする必要がある。
課題２：過度に車に頼りすぎないまちづくりに向け、オンデマンド型交通等の公共交通機関や自転車等の二次交通の利便性や快適性を高める必要がある。
課題３：駅周辺における待合空間の充実に向け、滞留空間や緑化空間を創出する必要がある。

■計画区域内の整備方針

【整備方針１】利便性の高い交通接節点の形成
・駅利用者の送迎の利便性向上と歩行者の安全性を確保するため、ロータリーを整備する。
・駅東方向からの利便性向上に向けて、駐車場、駐輪場、送迎用乗降場を整備する。
【整備方針２】歩行者の安全性確保と待合環境の向上
■歩行者の安全性確保
・歩行者の安全性確保と歩行の連続性確保に向けてロータリ一内に歩行者空間を確保する。
・雨、雪、日差しを遮るための歩行者用シェルターを設置し、移動の快適性の向上を図る。
・夜間も安全に通行できるように、歩行者照明灯を設置する。
■待合環境、緑化環境の向上
・潤いと魅力ある春江駅に向けて、駅に隣接した公園の再整備を行う。
・子育て世代等のによる賑わい創出するため、地域交流センターを整備する。

■　春江駅周辺地区　整備方針概要図

春江駅周辺地区（福井県坂井市）　整備方針概要図（都市構造再編集中支援事業）

目標	大目標　：　魅力と活力が共生し多様な交流が生まれるまち 目標1　：　安心･安全な交通結節点の創出 目標2　：　利便性の高い滞留空間の創出	代表的な指標	春江駅の鉄道利用者数	（人／年）	1,010	（R4年度）	→	1,111	（R11年度）
			オンデマンド型交通の春江駅停留所利用者数	（人／年）	20	（R5年度）	→	22	（R11年度）
			春江駅周辺施設に対する満足度	（台）	25	（R2年度）	→	50	（R11年度）

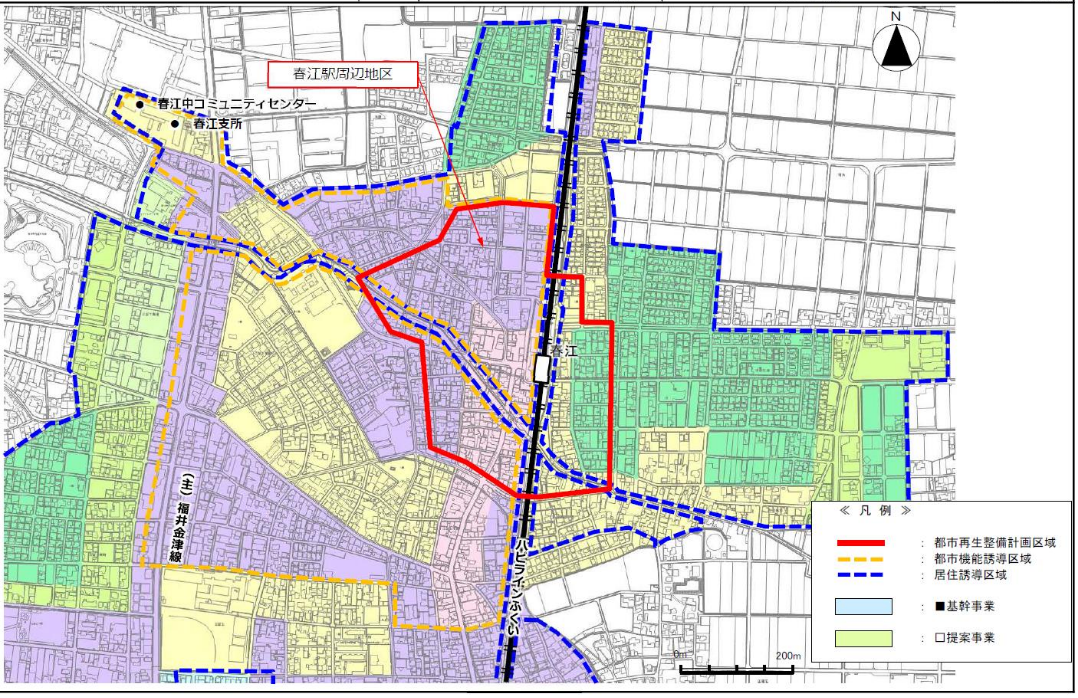

２－３－５　第３次坂井市福祉保健総合計画　改訂版
（令和３年３月策定　令和６年３月改訂）

■高齢者福祉計画（バリアフリー関連の主な方針）

基本目標　いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち

基本施策３．住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生のまちづくり

推進項目（2）認知症との共生と予防

3）認知症高齢者を支えるまちづくり

○認知症になっても地域で暮らし続けるために障壁を減らしていく認知症バリアフリーの推進

○認知症サポーターによる地域での実践的なサポート活動

■障がい者福祉計画（バリアフリー関連の主な方針）

基本目標　自分らしく生き、ともに支え合うまち

基本施策１．地域で助け合い、安心して暮らせる体制づくり

推進項目（2）　安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が様々な活動の場に円滑に参加するためには、誰もが暮らしやすい生活環境の整備が必要です。

障がいのある人の外出を支援する福祉サービス等の利用を支援し、移動手段の確保に努めるとともに、市内の道路や公共施設、商業施設等のバリアフリー化を促進することにより、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

1）交通・移動手段の確保

○福祉タクシー利用料金の助成　○特別支援学校の通学支援　○自動車改造費の助成

○移動支援事業（地域生活支援事業）の推進

2）障がいのある人にやさしいまちづくり

○バリアフリーによるまちづくりの推進　○ハートフル専用パーキング利用証制度（県）の推進

○道路の維持管理の強化、歩道等のバリアフリー化　○公共施設等のバリアフリー化の推進

○重度身体障がい者住宅改造費の助成

基本施策２．人権の尊重と共生社会の実現

推進項目（1）　差別の解消・権利擁護の推進

すべての人が分け隔てなく暮らしていくために、自分らしく暮らし、学び、働くことができるよう、互いに尊重し合える環境の構築をすすめます。そのために、障がいのある人に対する「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」について、広く市民や事業者へ周知・啓発を図り、社会全体でのバリアフリー化の推進に努めます。

また、障がいにより判断能力が十分でなく、自ら財産管理等を行うことが困難な場合には、成年後見制度の利用を促進する等、権利擁護の推進を図ります。

1）障がいを理由とする差別の解消

○市民、企業等への障害者差別解消法等の周知　○障がいのある人への合理的配慮について周知啓発

○行政サービスにおける合理的配慮の周知徹底　○障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知

2）権利擁護の推進

○権利擁護にかかる啓発　○成年後見制度の周知　○成年後見申立ての支援

3）虐待防止の推進

○虐待防止のための普及啓発、研修等の実施　○障がい者虐待防止センターの周知

○障がい者虐待通報への適切な対応、支援の実施　○虐待防止ネットワーク連絡会の開催

4）意思決定支援の推進

○意思決定支援に携わる支援者の知識、技術の向上　○意思決定支援ガイドラインの周知

２－３－６　坂井市公共施設等総合管理計画
（平成 29 年３月策定　令和５年３月 一部改訂）

■施設類型ごとの基本的な方針（バリアフリー関連の主な方針）

（１）公共施設

基本施策３．住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生のまちづくり

①公共施設見直しの基本方針

方針１施設利用の効率性の向上

事業の見直しや類似する機能を有する施設の統合など、ソフト・ハード両面から、施設としての効率性の向上を図ります。

方針２施設の再配置

施設総量の縮減と市民サービスの維持・向上を図るため、旧町を超える広域的な利用範囲も視野に入れて施設や機能のバランスのとれた再配置を行います。

方針３施設総量の縮減

総人口の減少や厳しい財政見通しなどのもと、今後40年間を見据えた長期的な取り組みにより、公共施設の総量（総延床面積）を縮減します。

（２）インフラ資産

方針１適切な維持管理の推進

安全で安心な市民生活を支える都市基盤として、社会要請を踏まえつつ、必要な機能を十分に確保するため、メンテナンスサイクルの構築など、適切な維持管理に基づく取り組みを推進します。

・インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢や市民ニーズ（防災対応、バリアフリー、環境への配慮など）を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的な視点から必要な整備を計画的に行います。

方針２長寿命化および維持管理コストの縮減

厳しい財政見通しを踏まえ、計画的な維持管理を実現するため、長寿命化を図るとともに、維持管理コストの縮減や、ライフサイクルコストを考慮し、コストを平準化します。